

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…一
- 市街地再開発事業の施行認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…三
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………（同）…三
- 建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…三
- 都営住宅の使用料の変更……………（同）…三
- 都営改良住宅の使用料の変更……………（同）…七
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）…七
- 救急医療機関の認定及び協力申出の撤回……………（保健医療局医療政策部救急災害医療課）…七
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…九
- 港湾施設の変更……………（港湾局港湾経営部経営課）…二
- 港湾施設の供用開始……………（同）…二
- 公有水面埋立ての免許……………（港湾局離島港湾部管理課）…二

### 規程（交）

- 東京都地下高速電車精神障害者旅客運賃割引規程……………三
- 東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程……………三

- 東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程……………三

### 公告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………（主税局課税部課税指導課）…二四
- 開発行為に関する工事完了……………（同）…二四
- （都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…二四
- 土地改良区の定款変更の認可……………（産業労働局農林水産部農業振興課）…二四

### 告示

#### ●東京都告示第八百五十二号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十条第一項及び第二十六条第一項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和六年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 区域の表示

別図のとおり

#### 二 指定年月日

令和六年七月三十一日



●東京都告示第八百五十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の九第一項の規定に基づき築地二丁目地区第一種市街地再開発事業の施行を認可したので、同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の氏名又は名称

日鉄興和不動産株式会社及びエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

二 事業施行期間

令和六年七月三十一日から令和十三年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区築地二丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

築地二丁目地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

港区赤坂一丁目八番一号

六 施行認可の年月日

令和六年七月三十一日

七 施行者の住所

日鉄興和不動産株式会社 港区赤坂一丁目八番一号  
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 千代田区外神田四丁目十四番一号

八 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

九 公告の方法

事務所の掲示場のほか、共同施行者が適当と認める場所に掲示するものとし、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

十 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限  
令和六年八月二十九日

●東京都告示第八百五十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき立石駅北口地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

立石駅北口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和三年四月二十八日から令和十一年八月三十一日まで

三 施行地区

葛飾区立石四丁目及び立石七丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

葛飾区立石四丁目二十六番二号

五 変更の内容

令和三年四月二十八日

事務所の所在地を葛飾区立石七丁目三番十八号に変更する。

六 定款の変更の認可の年月日

令和六年七月三十一日

●東京都告示第八百五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

江東区辰巳一丁目一番十五の一部、令和六年七月九

六番から八番まで、九番一、同番二、日

十番、十一番一、同番二、十二番、

十三番八、同番九、十四番の一部、

十五番一、同番二及び十六番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第八百五十六号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和六年八月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和六年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき二丁目アパート(2号棟)	中央区勝どき2-9	42.0	1	36,900	76,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(35号棟)	新宿区戸山2-35	40.1	1	34,200	84,600
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(36号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	25,800	49,300
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート(8号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	68,900
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート(1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	1	40,200	79,200
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(9号棟)	江東区亀戸7-57	39.0	1	31,000	48,400
一般都営	高層耐火	北砂六丁目アパート(14号棟)	江東区北砂6-16	48.1	2	40,600	78,500
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(1号棟)	江東区東陽3-22	37.9	2	30,700	41,300
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	1	33,600	58,900
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート(2号棟)	江東区亀戸9-33	51.2	1	42,600	72,000
一般都営	高層耐火	北品川アパート(1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	1	36,300	85,500
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(1号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	103,700
一般都営	中層耐火	南蒲田二丁目アパート(6号棟)	大田区南蒲田2-20	42.4	1	35,900	71,200
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(2号棟)	大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	89,400
一般都営	中層耐火	渋谷一丁目アパート(28号棟)	渋谷区渋谷1-23	59.6	1	58,400	194,500
一般都営	中層耐火	南台五丁目アパート(1号棟)	中野区南台5-7	51.0	2	38,700	92,000
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(1号棟)	豊島区南大塚2-36	42.2	1	35,800	62,300
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,100	58,000
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(3号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	2	43,200	79,400
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(4号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	3	43,200	79,400
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(7号棟)	北区浮間1-5	48.1	1	38,700	67,800
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(16号棟)	北区滝野川3-80	42.2	1	33,500	55,000
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート(13号棟)	荒川区東日暮里1-17	37.9	1	27,100	48,100
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート(21号棟)	荒川区東日暮里1-17	34.3	2	24,500	45,100
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート(1号棟)	荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	59,000
一般都営	高層耐火	前野町四丁目第2アパート(1号棟)	板橋区前野町4-36	43.9	1	33,100	52,300
一般都営	中層耐火	徳丸二丁目アパート(7号棟)	板橋区徳丸2-23	51.0	4	38,600	79,000
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	2	38,800	72,900
一般都営	中層耐火	練馬春日町五丁目第2アパート(4号棟)	練馬区春日町5-30	51.0	3	39,800	79,100
一般都営	中層耐火	練馬春日町五丁目第2アパート(5号棟)	練馬区春日町5-30	42.3	3	33,000	72,500
一般都営	中層耐火	錦一丁目アパート(16号棟)	練馬区錦1-27	42.3	2	32,300	66,100
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目アパート(1号棟)	練馬区春日町4-14	55.9	2	43,400	90,100
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目アパート(1号棟)	練馬区春日町4-14	48.1	2	37,400	77,600

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目アパート(2号棟)	練馬区春日町4-14	55.9	2	43,400	90,100
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(1号棟)	練馬区春日町3-27	55.9	2	43,800	95,600
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(2号棟)	練馬区春日町3-27	55.9	3	43,800	95,600
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(3号棟)	練馬区春日町3-28	48.1	3	37,800	82,200
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(4号棟)	練馬区春日町3-28	48.1	1	37,800	82,200
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート(5号棟)	練馬区春日町3-28	55.9	3	44,000	95,400
一般都営	中層耐火	貴井四丁目アパート(1号棟)	練馬区貴井4-36	55.9	1	43,900	92,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(1号棟)	練馬区南田中3-31	32.6	1	23,600	48,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(32号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,700	53,700
一般都営	中層耐火	豊玉北三丁目アパート(1号棟)	練馬区豊玉北3-7	51.0	1	39,600	88,300
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(2号棟)	足立区保木間5-29	51.0	1	36,300	65,500
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	3	23,600	39,400
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(11号棟)	足立区西保木間3-12	42.3	1	29,500	44,000
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(1号棟)	足立区六月2-24	55.9	1	40,100	73,200
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(2号棟)	足立区西保木間1-2	55.9	1	40,800	78,100
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート(2号棟)	足立区青井4-36	51.0	1	37,900	80,000
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート(5号棟)	足立区六月1-33	33.4	1	22,600	39,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(7号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	37,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(10号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	44,100
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(9号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,400	38,700
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(16号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,500	41,100
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(15号棟)	足立区西保木間4-5	33.4	1	22,600	39,400
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間4-5	37.9	2	25,600	42,600
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(8号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,200	41,600
一般都営	高層耐火	谷在家アパート(12号棟)	足立区谷在家3-22	37.9	1	25,600	42,700
一般都営	中層耐火	千住元町アパート(1号棟)	足立区千住元町34	33.4	1	22,800	27,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(13号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	39,500
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(3号棟)	足立区花畑8-3	41.7	1	27,900	43,900
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(6号棟)	足立区花畑8-4	38.3	1	25,700	40,300
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート(1号棟)	足立区花畑2-11	39.0	1	26,400	45,900
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(2号棟)	足立区舎人6-11	42.3	1	29,500	43,900
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(5号棟)	足立区舎人6-12	42.3	1	29,500	43,900
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	2	30,400	44,900

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (4号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,700	71,700
一般都営	中層耐火	東保木間一丁目アパート (2号棟)	足立区東保木間1-25	55.9	1	40,700	73,000
一般都営	高層耐火	東保木間一丁目アパート (4号棟)	足立区東保木間1-25	55.9	1	40,700	77,600
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート (3号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	39,300	70,000
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート (4号棟)	足立区青井3-30	55.9	1	41,400	87,100
一般都営	中層耐火	亀有一丁目アパート (4号棟)	葛飾区亀有1-17	55.9	1	41,700	79,700
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート (1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	34,900	64,500
一般都営	中層耐火	堀切八丁目アパート (2号棟)	葛飾区堀切8-18	55.9	10	41,600	82,100
一般都営	中層耐火	堀切八丁目アパート (1号棟)	葛飾区堀切8-11	51.0	5	38,000	74,900
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート (3号棟)	葛飾区西水元5-4	59.6	1	43,100	76,500
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート (4号棟)	葛飾区西水元5-4	59.6	1	43,100	76,500
一般都営	中層耐火	東金町五丁目第2アパート (1号棟)	葛飾区東金町5-48	59.6	6	44,000	82,400
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,200	47,300
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目第2アパート (2号棟)	江戸川区南小岩2-23	51.0	1	39,100	72,200
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート (1号棟)	江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,200	74,000
一般都営	中層耐火	本一色町アパート (1号棟)	江戸川区本一色3-33	53.6	1	40,400	68,900
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	85,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地 (16-2号棟)	八王子市鹿島16	51.1	1	26,200	44,200
一般都営	中層耐火	立川柴崎町四丁目アパート (1号棟)	立川市柴崎町4-13	59.6	6	37,100	86,500
一般都営	中層耐火	立川錦町四丁目アパート (2号棟)	立川市錦町4-8	55.9	4	34,600	84,600
一般都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート (51号棟)	立川市富士見町6-51	50.9	1	27,900	59,900
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第3アパート (18号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-1	59.6	2	46,500	115,700
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第3アパート (20号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-1	51.0	4	39,800	99,100
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第3アパート (26号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-2	59.6	2	46,500	115,700
一般都営	中層耐火	関前四丁目アパート (1号棟)	武蔵野市関前4-12	55.9	3	41,700	89,200
一般都営	中層耐火	関前四丁目アパート (2号棟)	武蔵野市関前4-12	48.1	1	35,900	76,800
一般都営	中層耐火	境二丁目アパート (1号棟)	武蔵野市境2-6	60.9	8	45,200	106,800
一般都営	中層耐火	境二丁目アパート (2号棟)	武蔵野市境2-6	60.9	6	45,200	106,800
一般都営	中層耐火	境二丁目アパート (3号棟)	武蔵野市境2-6	60.9	1	45,200	106,800
一般都営	中層耐火	境二丁目アパート (4号棟)	武蔵野市境2-6	60.9	3	45,200	106,800
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート (2号棟)	三鷹市下連雀7-15	55.9	5	41,300	94,800
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート (1号棟)	三鷹市下連雀7-15	48.1	5	35,500	81,600
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート (3号棟)	三鷹市下連雀7-15	59.6	2	44,400	102,100

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート (3号棟)	三鷹市下連雀7-15	48.1	2	35,900	82,400
一般都営	中層耐火	井の頭三丁目アパート (37号棟)	三鷹市井の頭3-16	51.0	8	37,100	82,000
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート (4号棟)	三鷹市上連雀7-24	51.0	2	37,100	79,700
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート (5号棟)	三鷹市上連雀7-24	51.0	2	37,100	79,700
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート (6号棟)	三鷹市上連雀7-23	51.0	2	37,000	81,000
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート (14号棟)	三鷹市上連雀7-26	48.1	2	35,200	76,600
一般都営	中層耐火	上連雀一丁目アパート (1号棟)	三鷹市上連雀1-22	55.9	5	42,000	98,600
一般都営	中層耐火	上連雀一丁目アパート (2号棟)	三鷹市上連雀1-22	59.6	10	44,800	105,200
一般都営	中層耐火	上連雀一丁目アパート (3号棟)	三鷹市上連雀1-22	59.6	7	44,800	105,200
一般都営	中層耐火	三鷹大沢二丁目アパート (27号棟)	三鷹市大沢2-20	39.0	1	26,200	47,200
一般都営	中層耐火	府中美好町一丁目アパート (2号棟)	府中市美好町1-9	62.1	2	39,600	88,700
一般都営	中層耐火	府中本町四丁目アパート (1号棟)	府中市本町4-5	56.8	5	32,700	79,200
一般都営	中層耐火	紅葉丘一丁目アパート (1号棟)	府中市紅葉丘1-32	62.1	1	39,000	92,000
一般都営	中層耐火	紅葉丘一丁目アパート (2号棟)	府中市紅葉丘1-32	62.1	4	39,000	92,000
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート (1号棟)	府中市新町2-57	62.1	6	38,600	91,300
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート (2号棟)	府中市新町2-57	62.1	3	38,600	91,300
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート (3号棟)	府中市新町2-57	62.1	2	38,600	91,300
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート (4号棟)	府中市新町2-57	62.1	2	38,600	91,300
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート (5号棟)	府中市新町2-57	55.9	3	34,700	82,100
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目アパート (1号棟)	府中市新町2-43	56.8	4	34,600	82,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (5号棟)	調布市国領町3-8	45.1	1	25,000	57,400
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (15号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,200	60,900
一般都営	高層耐火	成瀬アパート (5号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	31,200	67,900
一般都営	中層耐火	小金井緑町三丁目アパート (37号棟)	小金井市緑町3-11	59.6	3	36,200	83,200
一般都営	中層耐火	小金井緑町三丁目アパート (38号棟)	小金井市緑町3-11	59.6	2	36,200	83,200
一般都営	中層耐火	小金井緑町三丁目アパート (39号棟)	小金井市緑町3-11	59.6	3	37,300	89,200
一般都営	中層耐火	小金井東町四丁目アパート (2号棟)	小金井市東町4-30	62.1	3	40,300	104,800
一般都営	中層耐火	小金井東町四丁目アパート (21号棟)	小金井市東町4-30	62.1	4	40,300	104,800
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目第2アパート (1号棟)	小金井市東町3-9	62.1	1	39,500	101,000
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目第2アパート (3号棟)	小金井市東町3-9	62.1	2	39,500	101,000
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目第2アパート (4号棟)	小金井市東町3-10	55.9	2	35,500	90,800
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目アパート (1号棟)	小金井市東町3-15	55.9	3	33,200	82,700
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目アパート (2号棟)	小金井市東町3-15	55.9	3	33,200	82,700

種類	構造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	学園西町二丁目アパート(1号棟)			小平市学園西町2-26	55.9	1	33,000	75,200
一般都営	中層耐火	学園西町二丁目アパート(2号棟)			小平市学園西町2-26	55.9	8	33,000	75,200
一般都営	中層耐火	上水南町アパート(1号棟)			小平市上水南町3-1	55.9	12	32,200	77,800
一般都営	中層耐火	上水南町アパート(2号棟)			小平市上水南町3-1	55.9	4	32,200	77,800
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート(4号棟)			日野市三沢1130-2	41.7	1	19,800	42,600
一般都営	中層耐火	秋津町一丁目アパート(3号棟)			東村山市秋津町1-28	60.2	1	35,300	74,300
一般都営	中層耐火	富士本三丁目第2アパート(1号棟)			国分寺市富士本3-6	55.9	1	31,700	71,400
一般都営	中層耐火	国立西三丁目第2アパート(1号棟)			国立市西3-5	55.9	1	33,600	78,600
一般都営	中層耐火	国立東三丁目第2アパート(1号棟)			国立市東3-3	51.0	5	29,800	79,000
一般都営	中層耐火	国立東三丁目第2アパート(2号棟)			国立市東3-3	42.3	2	25,200	66,800
一般都営	中層耐火	国立東四丁目アパート(17号棟)			国立市東4-6	59.6	4	38,000	94,800
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(4号棟)			西東京市緑町3-8	58.1	1	36,200	82,400
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート(1号棟)			西東京市南町1-1	51.0	3	29,400	70,800
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート(2号棟)			西東京市南町1-1	51.0	2	29,400	70,800
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート(2号棟)			西東京市南町1-1	42.3	2	24,400	58,700
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート(17号棟)			西東京市南町1-2	48.1	3	28,600	67,400
一般都営	中層耐火	田無向台町四丁目アパート(5号棟)			西東京市向台町4-10	51.0	9	29,300	70,300
一般都営	中層耐火	田無向台町四丁目アパート(5号棟)			西東京市向台町4-10	42.4	2	24,400	58,400
一般都営	中層耐火	田無緑町一丁目アパート(1号棟)			西東京市緑町1-5	55.8	2	35,600	84,600
一般都営	中層耐火	田無緑町一丁目アパート(3号棟)			西東京市緑町1-5	61.5	6	39,300	93,200
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート(1号棟)			西東京市芝久保町3-3	51.1	1	31,500	71,800
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート(2号棟)			西東京市芝久保町3-3	61.3	3	37,800	86,100
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート(3号棟)			西東京市芝久保町3-3	60.2	1	37,100	84,600
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート(4号棟)			西東京市芝久保町3-3	61.3	7	37,800	86,100
一般都営	中層耐火	田無向台三丁目第2アパート(17号棟)			西東京市向台町3-8	48.1	4	28,500	65,600
一般都営	中層耐火	田無向台三丁目第2アパート(17号棟)			西東京市向台町3-8	55.9	3	33,100	76,200
一般都営	中層耐火	田無向台三丁目第2アパート(30号棟)			西東京市向台町3-1	55.9	2	33,100	76,200
一般都営	中層耐火	田無向台四丁目第2アパート(3号棟)			西東京市向台町4-16	55.9	4	33,600	75,500
一般都営	中層耐火	田無向台四丁目第2アパート(2号棟)			西東京市向台町4-16	48.1	4	28,900	65,000
一般都営	高層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート(46号棟)			西東京市芝久保町5-4	55.9	20	34,000	76,500
一般都営	中層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート(48号棟)			西東京市芝久保町5-4	55.9	5	34,000	74,200
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート(6号棟)			西東京市柳沢2-4	63.2	1	42,000	97,100
一般都営	中層耐火	保谷富士町四丁目アパート(1号棟)			西東京市富士町4-24	61.5	1	41,500	100,800

種類	構造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	保谷富士町四丁目アパート(2号棟)			西東京市富士町4-23	63.2	1	42,600	103,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3号棟)			狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	45,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート(26号棟)			狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,800	42,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(42号棟)			狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	48,600
一般都営	中層耐火	松山二丁目アパート(2号棟)			清瀬市松山2-17	62.1	1	36,800	82,700
一般都営	中層耐火	松山三丁目第2アパート(3号棟)			清瀬市松山3-14	56.8	4	32,700	70,100
一般都営	中層耐火	松山三丁目第2アパート(20号棟)			清瀬市松山3-14	56.8	6	32,700	70,100
一般都営	中層耐火	松山三丁目第2アパート(22号棟)			清瀬市松山3-14	48.1	2	27,800	59,400
一般都営	中層耐火	松山三丁目第2アパート(25号棟)			清瀬市松山3-14	48.1	3	27,800	59,400
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目アパート(21号棟)			清瀬市元町2-25	60.5	6	35,700	77,700
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目アパート(22号棟)			清瀬市元町2-25	60.5	1	35,700	77,700
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目アパート(23号棟)			清瀬市元町2-25	51.1	1	30,200	65,600
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート(1号棟)			清瀬市野塩5-255	56.8	12	32,200	65,800
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート(3号棟)			清瀬市野塩5-255	51.0	5	29,400	60,200
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート(3号棟)			清瀬市野塩5-255	51.0	1	29,900	59,600
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート(2号棟)			清瀬市野塩5-255	55.9	2	32,400	65,900
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目第2アパート(3号棟)			清瀬市元町2-9	51.1	1	30,500	68,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-4-1号棟)			多摩市諏訪4-4	56.8	1	30,000	55,800
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(3-1-1号棟)			多摩市諏訪3-1	58.0	10	30,800	65,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-1号棟)			多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,100	35,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-2号棟)			多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,100	35,700
一般都営	中層耐火	稲城松葉アパート(1号棟)			稲城市矢野口1780-1	55.9	11	29,800	70,400

●東京都告示第八百五十七号  
 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三  
 条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都  
 営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和六年八月一  
 日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。  
 令和六年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	使 用 料 (円、月額/戸)
改良	中層耐火	亀戸七丁目アパート（2号棟）	江東区亀戸7-56	33.4	1	26,100
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート（20号棟）	杉並区阿佐谷北3-32	35.1	1	25,600
改良	中層耐火	六月二丁目第2アパート（6号棟）	足立区六月2-29	48.1	1	34,800

●東京都告示第八百五十八号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第  
 九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、  
 駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条に  
 おいて準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和六年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

名 称 位 置 区画数  
 保谷本町六丁目アパー 西東京市保谷町六丁 二六区画  
 卜駐車場 目五番ほか

●東京都告示第八百五十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八  
 号）第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申  
 出に基づき認定した病院及び診療所並びに同申出が撤回さ  
 れた病院及び診療所を次のとおり告示する。

令和六年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

別表

(1) 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び診療所

名 称	所 在 地	認 定 期 間
社会福祉法人三井記念病院	千代田区神田和泉町1	令和6年8月1日から令和9年7月31日まで
国際医療福祉大学三田病院	港区三田1-4-3	同日
社会福祉法人恩賜財団母子愛育会総合母子保健センター愛育病院	港区芝浦1-16-10	同日
独立行政法人地域医療機能推進機構東京高輪病院	港区高輪3-10-11	同日
慶應義塾大学病院	新宿区信濃町35	同日
東京都台東区立 台東病院	台東区千束3-20-5	同日
医療法人社団仁寿会 中村病院	墨田区八広2-1-1	同日
医療法人財団寿康会 寿康会病院	江東区北砂2-1-22	同日
医療法人社団青藍会 鈴木病院	江東区塩浜2-7-3	同日
大崎病院東京ハートセンター	品川区北品川5-4-12	同日
東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-22-36	同日
社会医療法人財団仁医会 牧田総合病院	大田区西蒲田8-20-1	同日
医療法人社団松和会 池上総合病院	大田区池上6-1-19	同日
医療法人社団静恒会 本多病院	大田区東矢口1-17-15	同日
社会福祉法人康和会 久我山病院	世田谷区北鳥山2-14-20	同日
J R 東京総合病院	渋谷区代々木2-1-3	同日
医療法人財団 荻窪病院	杉並区今川3-1-24	同日
医療法人財団アドベンチスト会東京衛生アドベンチスト病院	杉並区天沼3-17-3	同日
ニューハート・ワタナベ国際病院	杉並区浜田山3-19-11	同日
帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1	同日
医療法人社団明芳会 高島平中央総合病院	板橋区高島平1-73-1	同日

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人社団苑田会 愛里病院	足立区千住東1-20-12	同日
社会福祉法人 勝楽堂病院	足立区千住柳町5-1	同日
医療法人社団洪水会 東京洪水病院	足立区西新井栄町1-17-25	同日
医療法人社団苑田会 苑田第三病院	足立区伊興本町2-5-10	同日
医療法人社団明芳会 イムス葛飾ハートセンター	葛飾区堀切3-30-1	同日
東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	葛飾区青戸6-41-2	同日
医療法人社団晃山会 松江病院	江戸川区松江2-6-15	同日
医療法人社団 同愛会病院	江戸川区松島1-42-21	同日
医療法人社団永生会 南多摩病院	八王子市散田町3-10-1	同日
町田市民病院	町田市旭町2-15-41	同日
医療法人社団三翔会 町田脳神経外科	町田市根岸町1009-4	同日
医療法人財団 川野病院	立川市錦町1-7-5	同日
医療法人社団 竹口病院	昭島市玉川町4-6-32	同日
独立行政法人国立病院機構 村山医療センター	武蔵村山市学園2-37-1	同日
武蔵野陽和会病院	武蔵野市緑町2-1-33	同日
社会福祉法人白十字会 東京白十字病院	東村山市諏訪町2-26-1	同日

(2) 救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
内田病院	足立区千住2-39	令和6年7月1日
豊島中央病院	豊島区上池袋2-42-21	同日

## ●東京都告示第八百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年七月三十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

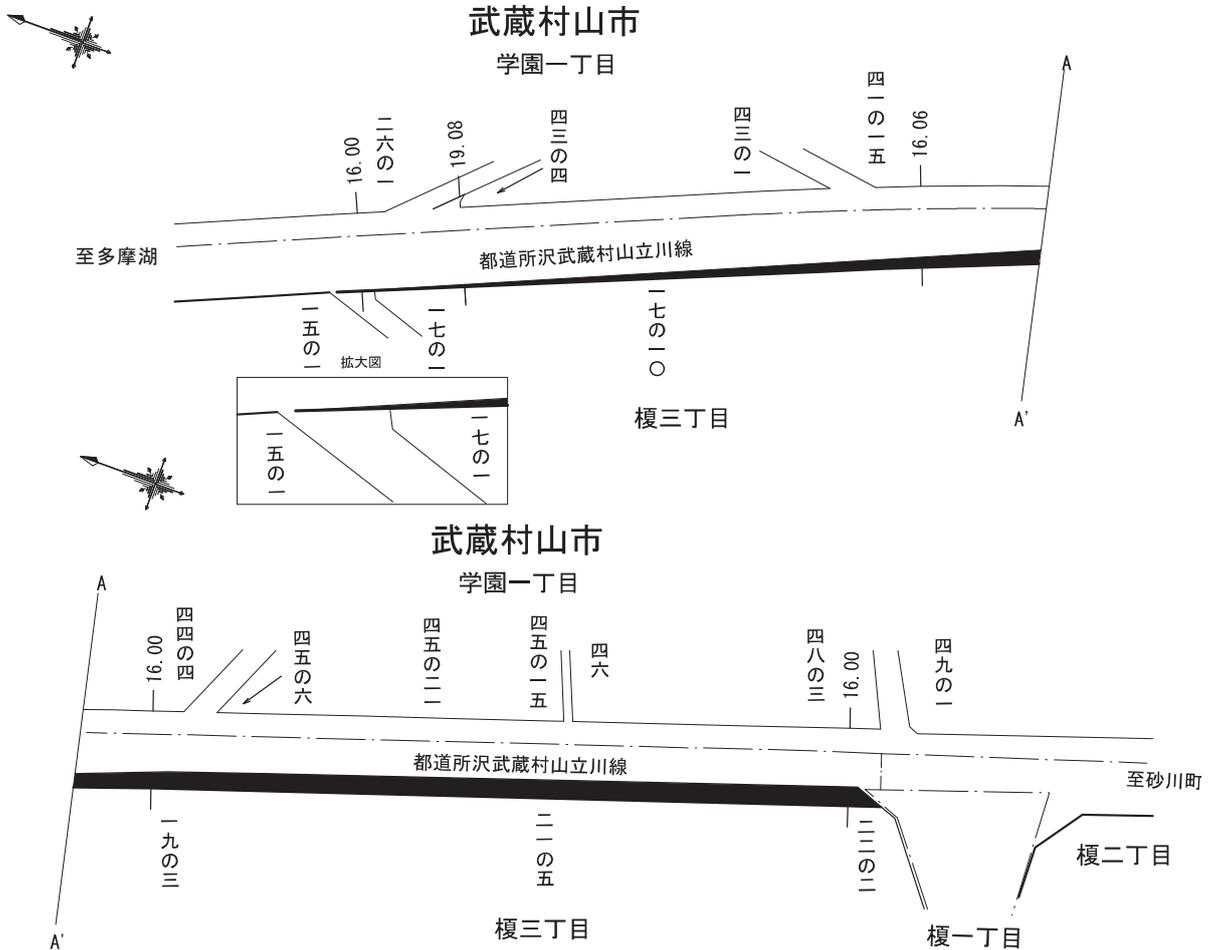
一 路線名 所沢武蔵村山立川

二 変更の区間 武蔵村山市榎三丁目十五番一地先から同所二十二番二地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別  
都 道 所 沢 武 蔵 村 山 立 川 線 区 域 変 更 略 図  
武 蔵 村 山 市 榎 三 丁 目 地 内

編 入 区 域 道 道  
 延 長 三〇九・九五メートル  
 面 積 七〇三・九九平方メートル



●東京都告示第八百六十一号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の名称及び規模を次のとおり変更する。

令和六年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	規模	所在地	変更年
変更前	変更後	変更前	変更後	
野積場	中央防波堤内側内野積場	一、二、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇	江東区海の森	令和六年八月一日
野積場	中央防波堤内側内野積場	一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇	江東区海の森	令和六年八月一日

●東京都告示第八百六十二号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設を設置し、供用を開始する。

令和六年七月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	級別	規模	所在地	開始年月日
野積場	中央防波堤内側内野積場	一級	二六、七七、四九、九平方メ	江東区海の森	令和六年八月一日
野積場	中央防波堤内側内野積場	二級	一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇	江東区海の森	令和六年八月一日

●東京都告示第八百六十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により、次のとおり告示する。

令和六年七月三十一日

利島港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

一 免許年月日

令和六年七月三十一日

二 埋立ての免許を受けた者

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 新宿区西新宿二丁目八番一号

三 埋立区域

(一) 位置

利島村前浜地先利島港港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑬の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(北緯三四度三一分五三秒九七四四、東経一三九度一六分三四秒五〇五一)から

三二七度三一分三四秒、一二〇・六三五メートルの地点

②の地点 ①の地点から一八七度五九分二六秒二〇・〇九九メートルの地点

③の地点 ②の地点から九六度四〇分五一秒二・六五六メートルの地点

④の地点 ③の地点から一八七度三八分三四秒一〇・〇六〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一八五度五九分〇二秒四〇・一三五メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一八七度四一分三五秒八・三九六メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二五一度〇三分五八秒一一・二八一メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二七八度一〇分四一秒六六・九五三メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三五二度〇九分三八秒二・六〇七メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二六二度〇九分三八秒二・三二四メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三五二度二一分五二秒一六・一五一メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から五六度三三分四八秒一〇三・五三三メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から九八度三六分三四秒二・四一五メートルの地点

(二) 面積

四、三七六・六七平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

利島村前浜地先利島港港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑦の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(北緯三四度三一分五三秒九七四四、東経一三九度一六分三四秒五〇五一)から

三四四度三〇分二三秒、一六〇・四三九メートルの地点

②の地点 ①の地点から一八七度五七分一七秒四七・六三六メートルの地点

③の地点 ②の地点から一八八度〇二分一九秒一〇六・五五〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から二七八度一〇分五七秒九四・四五三メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二六一度五七分五九秒三一・二八六メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三五二度二一分五二秒五六・五二〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から五六度三五分〇九秒一六三・三一七メートルの地点

(三) 面積  
一四、七五五・〇三平方メートル

五 埋立地の用途  
港湾関連用地

規程(交)

●交通局規程第三十七号

東京都地下高速電車精神障害者旅客運賃割引規程を次のように定める。

令和六年七月三十一日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都地下高速電車精神障害者旅客運賃割引規程

(通則)

第一条 東京都地下高速電車条例(昭和三十五年東京都条例第九十四号)に基づく精神障害者及び介護者の乗車に關し必要な事項は、東京都地下高速電車旅客営業規程(昭和三十五年交通局規程第十号。以下「旅客営業規程」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第二条 この規程は、精神障害者が介護者とともに、東京都地下高速電車(以下「地下高速電車」という。)の各駅相互間を乗車する場合に適用する。

(精神障害者)

第三条 この規程において、「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者手帳」という。)の交付を受けている者であるものうち、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について(平成七年九月十二日健医発第千百三十三号厚生省保健医療局長通知)に定める精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準に規定する障害等級一級(精神障害であつて、日常の生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)と判定された者をいう。

(介護者)

第四条 精神障害者は、精神障害者一人に対して、一人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認める者でなければならない。

(割引乗車券の種類等)

第五条 精神障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券(以下「割引乗車券」という。)の種類及び発売の条件は、次のとおりとする。

普通乗車券 精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者の割引乗車券は、その種類、乗車区間及び有効

期間が介護する精神障害者と同一であり、かつ、当該精神障害者の割引乗車券と同時に購入しなければならない。

ただし、東京都精神障害者都営交通乗車証条例(平成十二年東京都条例第百八十五号)に基づく東京都精神障害者都営交通乗車証(以下「乗車証」という。)を所持する精神障害者の介護者は、当該精神障害者の精神障害者手帳又は精神障害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたものを提示の上、割引乗車券を購入するものとする。

第六条 割引区間は、地下高速電車の各駅相互間とする。

第七条 精神障害者及び介護者に対する割引率は、五割とする。

(割引乗車券の購入)

第八条 精神障害者が介護者とともに乗車するため割引乗車券を購入するときは、精神障害者手帳又は精神障害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたものを提示し、確認を受けなければならない。

第九条 割引乗車券は、精神障害者とその介護者と同一の列車に乗車する場合に限り有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払戻し及び乗車変更)

第十条 割引乗車券の旅客運賃払戻し並びに乗り越し、方向変更及び経路変更は、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、同時に行う場合でなければ取扱いをしない。ただし、精神障害者が乗車証

を所持する場合は、この限りでない。

（精神障害者手帳の携帯）

第十一条 精神障害者は、割引乗車券を購入するとき及び乗車中は精神障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときはいつでも提示しなければならぬ。

附則

この規程は、令和六年八月一日から施行する。

●交通局規程第三十八号

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年七月三十一日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都電車条例施行規程（昭和三十九年交通局規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、「該当する者」の下に「並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持する者及びその介護者」を加える。

附則

この規程は、令和六年八月一日から施行する。

●交通局規程第三十九号

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年七月三十一日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程（平成二十年交通局規程第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二中「（以下単に「障害者」という。）」を削り、同条を第二十四条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（乗車証を所持する障害者の介護者に対する割引普通乗車券の発売）

第二十四条の四 第二十四条の二第二項後段の規定にかかわらず、東京都精神障害者都営交通乗車証条例（平成十二年東京都条例第八十五号）に基づく東京都精神障害者都営交通乗車証（以下「乗車証」という。）を所持する精神障害者の介護者は、当該障害者と共に乗車する場合に限り、当該障害者の精神障害者手帳又は手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたものを提示の上、割引普通乗車券を購入することができる。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（精神障害者に対する割引普通乗車券の発売）

第二十四条の二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）の交付を受けている者（以下「精神障害者」という。）が、単独又は介護者とともにライナーの各駅相互間を旅行する場合、精神障害者及びその介護者一人に対して割引普通乗車券を発売する。

2 前項の割引普通乗車券は、当該精神障害者が精神障害者手帳又は精神障害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたものを提示したときに限り発売する。また、介護者の割引普通乗車券は、精神障害者本人と乗車区間が同一であり、同時に購入するときに限り発売する。

3 前二項の介護者は、係員が介護能力があると認める者でなければならない。

第二十九条の二及び第三十四条の二中「障害者の介護者」を「身体障害者又は知的障害者の介護者」に改める。

第五十八条の次に次の一条を加える。

（精神障害者割引）

第五十八条の二 第二十四条の二の規定により精神障害者又はその介護者に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の五割を割引する。

第八十条中「又は療育手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（精神障害者に対する割引乗車券の効力）

第八十条の二 精神障害者手帳又は精神障害者手帳保有者が認めたものを提示して購入した普通乗車券は、精神障害者が精神障害者手帳を携帯している場合に限り有効とする。この場合において、精神障害者は、係員の請求があったときは、いつでも精神障害者手帳を提示しなければならない。

2 精神障害者手帳又は精神障害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたものを提示して購入した介護者用の乗車券は、前項の規定

によるほか、介護者が精神障害者と同行する場合に限って有効とする。

第八十五条第一号ア中「障介」を「障介」に改め、同号イ中「育護」を「育護」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「救添」を「救添」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 第五十八条の二の規定による精神障害者割引 割又は 福付

附則

この規程は、令和六年八月一日から施行する。

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和六年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 氏名 代表者の 主たる事務所又は 事業所の所在地 取消年月日  
新興運輸 新谷 一郎 港区海岸三丁目二 令和六年七月  
倉庫株式 倉庫株式 十一番二十三号 三十一日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和六年七月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 許可を受けた者の 住所及び氏名

小平市小川町二丁目千八百六 福生市大字福生四百八番地 十一番一の一部 金榭石油株式会社 代表取締役 加藤 寛

清瀬市中里三丁目千五百十番十 国分寺市泉町三丁目六番四 二の一部、同番十二地先 千 号

六十番二、同番十及び同番十 株式会社富晴 代表取締役 富田 譲治 五から同番十九まで

武蔵野市西久保一丁目三十 九番五号 株式会社ハウジングニチエ

代表取締役 塚田 正和

西東京市東町四丁目八十六番 小平市鈴木町一丁目四百七 十二及び同番十三 誠賀建設株式会社 代表取締役 樋口 賀大

調布市深大寺北町七丁目三十 西東京市東伏見三丁目六番 二番五の一部(第一工区) 十九号 代表取締役 小寺 一裕

タクトホーム株式会社

土地改良区の定款変更の認可について

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条 第二項の規定により、府中用水利土地改良区の定款の変更を

令和六年七月十六日認可した。

令和六年七月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一 郵便番号 163-8001 定価 一筒月 五〇円 印刷所 三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 電話 〇三(五二七六)〇八一(代) 郵便番号 101-0051

